

## 北海道科学大学学生生活に関する規程

### 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学学則第61条第2項の規定並びに各学則付則の規定により、北海道科学大学（以下「本学」という。）の学生が、健全な学生生活をおくるために必要な事項について定めることを目的とする。

(誓 約)

**第2条** 本学に入学を許可された者は、入学の際、学則及び諸規定を遵守し、学生としての本分を守る旨の宣誓をしなければならない。

### 第2章 願い、届け出等

(保証人)

**第3条** 学生は、保証人を変更したとき、又は保証人の住所・氏名等に変更があったときは、速やかに「身上変更届」を学生課へ提出するものとする。

(学生証)

**第4条** 学生は、入学時に「学生証」の交付を受け、常時これを携帯し、本学教職員等から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

2 学生証を損傷又は紛失したときは、速やかに「学生証再交付願」を学生課へ願い出て、再交付を受けなければならない。

**第5条** 学生証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

**第6条** 学生証の有効期間を経過したとき、又は卒業・退学等により学籍を離れたときは、速やかに学生課へ返納するものとする。

(書類の提出)

**第7条** 学生は、本学の指示に従い、「氏名・住所等確認票」等を学生課へ提出しなければならない。

(身上変更)

**第8条** 学生は、本籍・住所・氏名等身分上の変更があったときは、「身上変更届」に関係書類を添えて、速やかに学生課へ届け出なければならない。

### 第3章 遵守事項

(健康診断)

**第9条** 学生は、学校保健安全法の定めるところにより、本学が実施する健康診断を受けなければならない。

2 正当な事由により、健康診断を受けることができないときは、事前に医務室へ申し出て指示を受けなければならない。

(自動車通学)

**第10条** 学生は、学内又は学外を問わず、交通事故の防止に努めなければならない。

**第11条** 学生は、自ら運転する自動車により通学する場合は、「北海道科学大学駐車場使用規程」に従わなければならない。

(課外活動)

**第12条** 学生が学内で団体を結成して課外活動をするときは、「北海道科学大学課外活動規程」に従わなければならない。

2 学生個人が課外活動するときは、「北海道科学大学課外活動規程」を準用するものとする。

(学内環境の保全)

**第13条** 学生は、常に学生としての品位を保ち、礼儀正しくするほか、学内における環境・秩序の維持向上に努めなければならない。

(高校の校舎への立入)

**第14条** 北海道科学大学高等学校の校舎に立ち入る場合は、許可を受けなければならない。

#### **第4章 禁止事項**

(政治活動の禁止)

**第15条** 学生は、学内において政治活動をしてはならない。

(宗教的宣教活動の禁止)

**第16条** 学生は、学内において宗教的宣教活動をしてはならない。

(その他)

**第17条** この規程の第15条及び第16条に反する行為をした者に対しては、学則第64条の規定を適用することがある。なお、薬学部においては学内、学外を問わず喫煙をしてはならない。

#### **第5章 その他**

(規程の改廃)

**第18条** この規程の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 1 この規程の施行により、「北海道工業大学学生心得」は、これを廃止する。
- 1 この規程の改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。